

社会保障・税番号制度関係システムの概要

①情報提供ネットワークシステム

個人番号を利用して、国及び地方公共団体等（以下「行政機関等」という。）の間で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報の照会及び提供（以下「情報連携」という。）を行うために、国が整備するネットワークシステム。

実際の情報連携では、セキュリティ確保等の観点から、個人番号を直接使用せず、住民票コードを変換した「符号」と呼ばれる情報を個人情報と紐付け、情報連携が行われる。

②中間サーバー

行政機関等が機関毎に設置し、情報連携の「総合窓口」の様な働きをするサーバー。

中間サーバーには、自庁にて管理する特定個人情報の「符号」、「統合宛名番号（後述）」及び、番号法にて情報提供を求められている情報の「副本データ」が格納され、情報照会する機関及び情報提供する機関の中間サーバー同士で情報のやり取りが行われる。このため、各行政機関等の既存業務システムで管理するデータ（原本データ）に対し、外部からの直接アクセスは生じない。

本県を含め、殆どの機関は、中間サーバーを自庁内に設置せず、地方公共団体情報処理機構（J-LIS）が全国 2 カ所に設置する「中間サーバープラットフォーム」を共同利用して整備する。

③団体内統合宛名システム

中間サーバーが情報連携の対象個人を一意に特定できるよう、行政機関等が必要に応じ設置するシステム。すべての都道府県が制度開始時に新規に設置した。

庁内の既存業務システム（県税システム、福祉システム等）の持つ個人識別番号等（宛名）は統一されていないため、庁内で統一の番号である「統合宛名番号」に紐付けて管理する。

④庁内ネットワーク（番号制度用）

社会保障・税番号制度に対応したセキュリティを確保するため、制度開始時に新規に庁内に設置した番号制度専用のネットワーク。

外部からの侵入や情報漏洩のリスクを極小化するため、通信できる範囲（利用範囲）を極力制限する。

通信可能な範囲は以下のものに限定する。

通信範囲：中間サーバー（管理端末・接続端末を含む）

統合宛名システム（管理端末・接続端末を含む）

静岡県におけるマイナンバー関係システム概要

